

阿賀野市規則第 2 4 号

阿賀野市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の単身赴任手当に関する規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第 5 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 8 号の前に次の 1 号を加える。

- （7） 第 2 号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第 2 条」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第 5 条中第 1 項を第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

条例第 1 0 条の 2 第 3 項の規則で定めるやむを得ない事情は、第 2 条に規定するやむを得ない事情とする。

第 9 条第 1 項中「欠くに至った日」の次に「(市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の単身赴任手当に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。